

## 個人県民税の寄附金税額控除に関するお知らせ

—寄附を行った皆様や寄附をお考えの皆様へ—

平成 24 年 4 月 山口県

山口県では、寄附文化の醸成及び地域に密着した民間公益活動を税制面から支援するため、平成 24 年 3 月、山口県税賦課徴収条例を改正し、寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を大幅に拡大（条例指定）しました。

新たに控除対象とされた条例指定寄附金に係る税額控除の概要は、次のとおりです。

1 控除対象寄附金	所得税において寄附金控除の対象とされている次の寄附金のうち、山口県内に事務所又は事業所を有する法人等に対するもので、平成 24 年 1 月 1 日以後のものが控除の対象です。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 指定寄附金</li><li>● 特定公益増進法人（一定の独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等）に対する寄附金</li><li>● 認定 NPO 法人に対する寄附金</li></ul>
2 税額控除額	(寄附金額－2 千円) × 4% <sup>※1</sup> が税額から控除されます。 ➤ 寄附金額の上限：総所得金額等の 30%
3 適用を受けることのできる方	寄附をした年の翌年の 1 月 1 日現在、山口県内に住所を有する方が、控除の適用を受けられます <sup>※2</sup> 。
4 適用を受けるため必要な手続き	所得税の確定申告が必要です <sup>※3</sup> 。この際、寄附金を支払ったことを証明する領収書等の添付が必要です。

※1 お住まいの市町においても条例指定されていれば、さらに個人市町民税から 6%（計 10%）が控除されます。

※2 寄附をした年の 12 月 31 日までの間に県外に転出された方は、転出先の都道府県において当該団体等に対する寄附金が条例指定されていなければ、適用を受けられません。

※3 個人県民税の寄附金税額控除のみの適用を受けようとする方は、お住まいの市町に申告してください。

近年、寄附金税制は多様化しています。具体的には、全国どこにお住まいであっても適用が受けられ、一定限度まで全額が控除となるふるさと納税（寄附）制度の創設や、今回の条例指定により拡大された控除対象寄附金の範囲などです。詳細は、寄附をお考えの法人等に直接お問い合わせいただくようお願いいたします。また、山口県税務課 Web サイトにおいても最新のくわしい情報を提供しておりますので、ご覧ください。

## お問い合わせ先

山口県総務部税務課 課税班

電話：083-933-2277

E-mail：a10700@pref.yamaguchi.lg.jp

